

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：鈴木秀男

(2) 代表者氏名：鈴木 秀男

(3) 所在地：茨城県小美玉市世楽 1041 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

（平成 30 年 3 月 28 日認定）

認 1703002210、認 1703002211、認 1703002212

3 措置内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 措置理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金刑に処せられ、その執行を終えたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 2 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。